

令和 8 年度予算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、「消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和 7 年度の地方消費税交付金の増収分の主な使い道は、下表のとおり本町の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用することとしています。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 88,920 千円

（歳出）

・ 社会保障施策経費 1,351,718 千円

（単位 千円）

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉費	社会福祉総務費	233,069	30,300	202,769
	老人福祉費	415,143	45,080	370,063
	障がい者福祉費	179,230	125,598	53,632
	小計	827,442	200,978	626,464
児童福祉費	児童福祉総務費	19,075	10,311	8,764
	児童措置費	274,231	164,610	109,621
	小計	293,306	174,921	118,385
保健衛生費	保健衛生総務費	144,145	6,563	137,582
	予防費	34,067	46	34,021
	健康推進費	40,710	11,056	29,654
	母子保健費	12,048	4,551	7,497
	小計	230,970	22,216	208,754
合計		1,351,718	398,115	953,603

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、上記事業の一般財源の一部となっています。